

司法試験委員会会議（第170回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和4年2月9日（水）10:30～11:15

2 場所

法務省司法試験考査委員室（オンライン開催）

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員）大沢陽一郎、太田秀哉、沖野眞已、佐伯仁志、佐久間佳枝、高橋美保、
三角比呂（敬称略）

○ 令和3年司法試験検証担当考査委員 林史高

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

佐藤剛人事課長，赤羽史子試験管理官，松田智史人事課付

4 議題

- (1) 司法試験委員会委員長及び委員長代理の互選について（協議）
- (2) 令和3年司法試験の検証結果について（報告・協議）
- (3) 令和4年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (4) 令和4年司法試験の出願状況について（報告）
- (5) 令和4年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
- (6) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
- (7) 令和5年司法試験の実施日程等について（報告）
- (8) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 令和4年司法試験の試験場（官報公告案）

資料2 令和4年司法試験の出願状況について（速報値）

資料3 令和4年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員名簿

資料4 令和4年司法試験予備試験考査委員名簿

資料5 令和4年司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿

6 議事等

- (1) 司法試験委員会委員長及び委員長代理の互選について（協議）

○ 委員の互選により、佐伯仁志委員が委員長に選任された。

○ 委員の互選により、太田秀哉委員が委員長代理に選任された。

- (2) 令和3年司法試験の検証結果について（報告・協議）

○ 平成30年8月3日付け司法試験委員会決定「司法試験の方式・内容等の在り方について」に基づき選任された検証担当考査委員による令和3年司法試験の検証の方法・過

程及び結果について、検証担当考査委員から報告がなされ、これを踏まえて協議を行った。

ア 検証担当考査委員からの報告の概要

○ 検証の方法・過程

考査委員20名（研究者委員15名、実務家委員5名）が検証担当考査委員として選任され、令和3年12月、必須科目部会と選択科目部会に分かれてそれぞれ検討・協議を行った。

両部会においては、論文式試験の出題、出題の趣旨及び採点実感等に関する意見交換を行うとともに、必須科目部会においては、短答式試験の出題に関する意見交換を行うのに加え、論文式試験の出題に関し、法科大学院協会及び日本弁護士連合会から9名の研究者・実務家が参加し、法科大学院協会司法試験等検討委員会による「令和3年度司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書」及び日本弁護士連合会法科大学院センター作成の司法試験分析資料の二つの外部評価も踏まえ、質疑応答及び意見交換を行った。

○ 検証の結果

- ・ 短答式試験については、問題文の字数・ページ数等の分量や設問ごとの正答率等の難易度において近年の短答式試験とほぼ同水準であり、合計点の平均点についても同様に高い水準を示し、外部からも総じて高い評価を得るなど、いずれの科目についても基本的知識を問う出題傾向で安定しており、引き続き、基本的知識を問いつつも受験者の能力を適切に識別し得るとの出題方針を継続することが望ましいとされた。
- ・ 論文式試験については、過去の試験の検証を踏まえ、問題作成に当たり一層の工夫がなされ、全体として高評価を得たところであるが、一部の科目分野については、なお出題論点等の分量や難易度等についてより一層の工夫が必要であるとの意見が出されるなどしたところであり、引き続き、受験者に対して過度に事務処理能力を求める結果とならないよう、問題文、資料、設問の分量について十分に配慮しつつ、受験者の事例解析能力、論理的思考力、法解釈・法適用能力等を適切に判定することができるよう工夫することとされた。
- ・ 出題の趣旨及び採点実感については、引き続き、出題の趣旨・採点実感の公表を通じて、受験者の学習の指針となるような必要十分な情報発信に努めることとされた。
- ・ そのほか試験の在り方全般について意見交換を行った上、今回の検証結果を今後の司法試験に適切に反映させるとともに、今後とも司法試験が適正に実施されるよう、検証方法にも工夫を加えながら検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

イ 当委員会における協議の結果

上記報告を踏まえて協議が行われ

- 検証担当考査委員による検討・協議を傍聴したが、非常に具体的で詳細な検討がなされており有益だと感じた。

などの意見が述べられた。

協議の結果、検証結果を速やかに司法試験考査委員に伝えるとともに、今後も検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

- (3) 令和4年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- 司法試験法第7条に基づく令和4年司法試験の場所の公告は、資料1のとおりとすることが了承された。
 - 令和4年司法試験及び司法試験予備試験用法文に登載する法令について協議が行われた。
- (4) 令和4年司法試験の出願状況について（報告）
- 事務局から、令和4年司法試験の出願状況について資料2のとおり報告された。
- (5) 令和4年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告・協議）
- 委員長から、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、以下のとおり決定され、委員会の議決としたことが報告された。
 - ・ 令和4年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として資料3記載の者を法務大臣に推薦することについて了承され、令和3年11月24日付けで委員会の議決としたこと
これに関し、事務局から、推薦された者が同年12月1日付けで任命されたこと
 - ・ 令和4年司法試験予備試験考査委員として資料4記載の者を法務大臣に推薦することについて了承され、令和3年12月14日付けで委員会の議決としたこと
これに関し、事務局から、推薦された者が同月24日付けで任命されたこと
 - 令和4年司法試験予備試験考査委員として、資料5記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (6) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
- 司法試験受験特別措置検討会委員について、3名に委嘱することが決定された。
- (7) 令和5年司法試験の実施日程等について（報告）
- 事務局から、令和5年司法試験の実施日程等について報告があり、現時点において、同試験の実施日程を同年7月12日、13日、15日、16日とし、合格発表日を同年11月8日とすることについて了承された。
- (8) 次回開催日程等について（説明）
- 次回の司法試験委員会は、令和4年3月30日（水）に開催することが確認された。
- （以上）